

大垣市補助対象浄化槽設置工事施工基準

第1章 総論

第1節 目的

この浄化槽施工基準（以下「基準」という。）は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第5号の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽工事に関する関係法令等に基づき、浄化槽工事業者が浄化槽を施工する際や、行政機関が施工状況を確認する際に留意すべき事項を定めることにより、適正な浄化槽工事を確保するとともに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、大垣市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条に掲げる補助対象となる浄化槽の設置基準は本基準を適用する。

第2節 適用

- 1 この基準は、浄化槽法に規定する型式の認定を受けた処理対象人員10人までの浄化槽に適用する。
- 2 特記による定めがあるときは、これに従うこと。

第3節 定義

1 浄化槽

建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）第35条第1項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであって、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

2 設置者

建築物に関する工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

3 浄化槽設置者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

4 浄化槽工事業者

浄化槽法第21条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営むものをいう。

5 浄化槽設備士

浄化槽工事を実地に監督する者として浄化槽法第42条第1項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。

第2章 工事前の調査・打合せ

第1節 浄化槽の選定

- 1 浄化槽の処理対象人員の算定は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302 - 2000）によること。

第2節 現地調査及び設置計画の策定

浄化槽工事を行うにあたり、設置者等の立会いのもと、浄化槽の設置予定現場の状況を確認すること。特に、以下事項を確認すること。

- (1) 浄化槽の放流先が確保されているか、また、占有等の協議が完了しているか。
- (2) 設置箇所のスペースが確保されているか。
- (3) 水道管、電線ケーブル等の占有物件の確認がされているか。
- (4) 浄化槽設置届出書又は建築確認等の内容適合通知書等の確認が済んでいるか。
- (5) 浄化槽工事業者は、現地調査結果を設置者に十分説明したうえで、その浄化槽設置計画が設置者の承認を得られているか。

第3節 契約・法令

浄化槽整備事業の補助金制度を利用する際は、関係法令の法的手続き及び補助金申請の手続きを工事着工前に完了させなければならない。特に、以下事項を確認すること。

- (1) 施工に際し、請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、これを履行すること。
- (2) 施工に当たり建築基準法、都市計画法、建設業法等の関係法令・規則を遵守すること。

第4節 設置の届出

- 1 施工にあたり都道府県知事に届出を行うこと（建築主事の確認を申請する場合は別途行うこと）。
- 2 大垣市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けようとするときは、浄化槽工事着手予定日の14日以上前に申請を提出し、その決定通知を受けた後、施工を行うこと。

第5節 施工前の浄化槽受入検査

- 1 浄化槽工事業者は施工前における浄化槽の受け入れ検査を行うこと。
- 2 重大な欠陥が認められた場合や補修が不可能な場合には、浄化槽の交換等の適切な措置を講ずること。

第3章 浄化槽の施工

浄化槽施工業者は、浄化槽工事を行う場合は、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又その資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

軽微なものを除き、浄化槽の設置位置、配管、ますの位置等について、申請と異なる施工を行おうとする場合は、その都度市担当課と協議を行い、その変更について承認を受けなければならない。

第1節 本体工事

1 工事全般

- (1) 現場作業員及び外部の者に対する事故防止のための安全対策を十分に行うこと。
- (2) 工事業者は、工事現場の適切な位置に浄化槽法第30条に規定する標識等を掲げること。

2 掘削工事

- (1) 掘削に先立ち、掘削土の運搬処理方法をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 掘削は施工計画に基づき所定の位置及び深さで行い、掘り過ぎないこと。
- (3) 掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況などに適した工法とし、土砂が崩壊しないように関係法令等に従い、適切な法勾配を確保するか、土止工事を行うこと。また、必要に応じて水替工事を行うこと。
- (4) 掘削の深さが2メートルを超える場合には、労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）第6条第9号で定める地山の掘削の作業にかかる作業主任者を選任すること。
- (5) 土止め支保工等の組立又は解体の作業を行うときは、土止め支保工作業主任者を選任すること。
- (6) 上記によるほか、必要に応じて土止工事を検討すること。
- (7) 水替え工事の際には、土砂等の流出を防ぐ措置を講じること。

3 基礎工事

- (1) 基礎等の厚さは、設置する浄化槽の仕様書に特記がなければ表-1を参考とすること。
- (2) 捨てコンクリートは、その設計基準強度は1平方メートル当たり15ニュートン以上とすること。
- (3) 基礎コンクリートは、その設計基準強度は1平方メートル当たり18ニュートン以上とすること。
- (4) 鉄筋は、異形鉄筋を使用し、配筋工事にはスペーサーを使用すること。
- (5) 基礎コンクリートは、浄化槽を適切に据付できる十分な広さを確保すること。
- (6) コンクリートは適温養生すること。
- (7) 既成底板コンクリート（PC板）を使用する場合は、基礎コンクリートと同様の強度を有するものとし、構造計算書を添付すること。

4 据付工事

- (1) 浄化槽本体の据付に先立ち、基礎コンクリートが十分養生されているかを確認すること。
- (2) 基礎コンクリートの小石や異物を除去しておくこと。
- (3) 据え付け後、槽の水平確認を行うとともに、流入及び放流管底のレベルが所定の位置にあることを確認すること。

5 水張り

- (1) 埋戻し前に規定水位まで水張りを行うこと。その後、24時間以上放置し、漏水の有無を検査すること。
- (2) 漏水検査の結果、漏水が認められる場合には、浄化槽の補修等を行うこと。

6 埋戻し工事

- (1) 埋戻しに先立ち、マンホール蓋、流入管、放流管等から土砂が入らないように必要な対策を行うこと。
- (2) 埋戻しは、良質土で行うものとし、周囲を均等に突き固め、水締めを行うこと。また、水平を確認しながら行うこと。

7 上部スラブコンクリート工事

- (1) 上部スラブコンクリート工事は、荷重に応じた仕様の鉄筋コンクリートとし、その厚さ等は表-1を参考とすること。
- (2) 上部スラブコンクリートは、雨水等が槽内に浸入しないよう地盤面より高くする等雨水の流入防止策を講じること。
- (3) 上部スラブコンクリートを打つときは、埋戻土の突き固めが十分に行われ、地盤が安定したことを確認した後に行うこと。

第2節 付帯設備工事

1 ブロワ工事

- (1) ブロワの設置場所は、できるだけ直射日光を避け、維持管理作業が容易に行える場所に設置すること。
- (2) ブロワの空気配管は、配管長さ5メートル以内で曲がり5箇所以内を標準とし、規定の送風量が確保できるものとする。やむを得ず配管が長くなる場合は、空気配管の径を大きくするか、規定の吐出風量を確保できるブロワに替える等の措置を講ずること。
- (3) ブロワの基礎は地盤より10センチメートル以上高くし、ブロワ本体の外寸より5センチメートル以上大きくすること。また、ブロワの振動が建物基礎に影響を及ぼさない位置とすること。
- (4) 屋外に防雨型コンセントにてブロワ専用の電源を設けるとともに、専用の漏電遮断器を設けること。
- (5) ブロワの設置にあたっては、必要に応じ騒音・振動対策を施し、アース工事が必要な機種にあつては、必ず接地工事を行うこと。

2 ポンプ工事

- (1) 放流先が浄化槽の放流管底より浅い場合や、放流先までの配管に勾配がとれず、放流ポンプ槽を設置する場合は、以下の点に留意すること。
 - ① 放流ポンプ槽から放流先までの配管は、処理水が配管内に留まらないようにすること。
 - ② 放流管は放流先の最高水位よりも高く設置すること。
 - ③ 浄化槽本体の臭突口には必ず臭突管を設けること。やむを得ず臭突管を設けることができない場合は、放流ポンプ槽に通気管を設けること。
 - ④ 2台以上備え、自動交互運転と放流水が多い場合の同時運転に対応できるようにすること。
- (2) 原水（流入）ポンプ槽は、つまり等の原因になるため設置しないこと。

第3節 配管工事

排水工に関して、下水道排水設備指針（日本下水道協会）及び排水設備設計施工基準（大垣市水道部下水道課作成）を準用し、本基準に特に定めがない場合、これを参考とする。

1 排水管

- (1) 屋内の排水横枝管は、適正な口径と勾配を確保すること。また、2階以上にトイレや風呂がある場合は屋内の配管経路に通気管を設けること。
- (2) 生活排水は全て浄化槽に接続し、雨水や工場排水等は接続しないこと。
- (3) 屋外配管の覆土は20センチメートル以上とし、露出させてはならないこと。やむを得ず露出配管とする場合には、必要な防護策を施すこと。
- (4) 原則として、各排水設備からの配水管は個別に屋外に出すこと。やむを得ず屋内で異なる排水経路を合流させるときは、排水ヘッダーを設置する等、詰まり等を容易に除去できる方策を施すこと。
- (5) 屋外排水管の口径は75又は100ミリメートル以上とし、硬質塩化ビニル管（VU・VP管）を使用すること。
- (6) 浄化槽の流入・放流管の勾配は、100分の1以上とし、排水が円滑かつ速やかに流れるようにすること。
- (7) 放流先の水路において、降雨等による水位上昇の位置と比べて、放流管接続部の位置は高くすること。

- (8) 放流水路との水位差が適切に保たれないと判断される場合は放流ポンプ槽を設置するなどの措置を講じ、逆流のおそれがないようにすること。
- (9) 既設の配管を利用する場合は、破損状況、勾配状況等を確認すること。なお、異常が認められた場合には、原則として布設替えとすること。

2 ます (表-4 ます設置例参照)

- (1) 汚水ますの設置場所は、各排水が屋外に出た箇所、45度以上の屈曲点、2系統以上の排水の合流点、段差が生じる箇所、直線部においては管径の120倍を超えない間隔並びに浄化槽の直前及び直後とすること。
- (2) 汚水ますは全てインバートますとし、蓋は密閉できる構造とすること。
- (3) 汚水ますの基礎は、十分突き固め、ますの上端が地面より少し高くなるよう仕上げる

3 その他

- (1) 洗濯機排水口のようにトラップがない場合は、トラップますを設置すること。また、洗面台のようにトラップがある場合は、2重トラップにならないようにすること。
- (2) 浄化槽の流入・放流管には、雨水や給湯器の排水管を接続しないこと。やむを得ず放流管側に接続する場合は、トラップますを設けること。また、屋外給水排水管、汚水枡上にエアコンの室外機等の荷重物を設置しないこと。

第4節 特殊工事

1 かさ上げ工事

マンホールの嵩上げは30センチメートル以内とすること。やむを得ず、浄化槽本体を深埋めする場合にはピット構造とし、擁壁を設けるなどの補強を行うこと。

2 ピット工事

- (1) ピットは安全に維持管理が行えるように作業スペースを十分に確保すること。
- (2) ピット内のかさ上げは行わないこと。
- (3) ピットには雨水排水用の排水口を設けること。
- (4) ピット上部の蓋は、軽量で耐久性があるものを使用すること。

- (5) ピットが深い場合は、昇降に支障がないようにタラップを設けること。

3 支柱工事

- (1) 支柱工事の仕様は、特記がない限り表-2を参考とすること。
- (2) 全国合併処理浄化槽普及促進協議会が認めた支柱レス対応の登録浄化槽を使用する場合は、支柱工事を省略することができる。ただし、不特定の車両が乗り入れ可能な場所等、通常より負荷がかかることが想定される場所に浄化槽を設置する際には、支柱工事を行うこと。

4 擁壁設置工事

- (1) 浄化槽は、建築物の基礎や道路端などからおおむね2メートル程度離れた場所に設置し、浄化槽に土圧がかからないようにすること。
- (2) やむを得ず土圧がかかる場所に設置する場合には、浄化槽本体の変形・破損を防止するため、土圧に応じた鉄筋コンクリートの擁壁を設けること。この場合、擁壁の構造計算書を添付すること。
- (3) 浄化槽と建築物等との距離が十分でないとき、擁壁を設けない場合には、浄化槽に土圧がかからないことを証明する書類を添付すること。

5 臭突管設置工事

- (1) 臭突管はVU・VP管とし、近隣の状況を配慮し、風通しの良い場所に設置すること。
- (2) 立ち上げ高さは、軒上1メートル以上とする。また、隣家等付近の状況を考慮に入れ、苦情が生じない位置とすること。
- (3) 立ち上げ管は、強風等で倒れないよう支持金物を取付けること。
- (4) 横引き管はできるだけ短くし、立ち上げ管に向かって上り勾配となるよう配管すること。

6 既設浄化槽の撤去工事

- (1) 浄化槽の最終清掃を行うこと。
- (2) 浄化槽の基礎部分（基礎コンクリート、栗石等）の撤去を行うこと。
- (3) 掘り出した浄化槽は、法令に基づき適正に処分すること。

第5節 試運転調整

当該浄化槽の施工要領書に記載してある試運転調整チェックリストにより試運転調整を行うこと。また、チェックリストに記載がない付帯設備を設けた場合には、付帯設備に添付している試運転調整方法によること。

第6節 引渡し

浄化槽工事業者は、設置者（浄化槽管理者）に対して、保証書等の関係書類とともに浄化槽の引き渡しを行い、以下について説明をおこなうこと。

- (1) 当該浄化槽の仕組み及び使い方について
- (2) その他ポンプ槽などの付帯設備がある場合はその仕組み及び使い方について
- (3) 浄化槽管理者の義務（保守点検・清掃の実施、法定検査の受検など）について

第4章 完了検査・事業実績報告

完了検査は契約事項及び補助金交付申請書添付の配管図面に基づき適正に行い、その内容と適合していることを確認の上で事業実績報告書を提出すること。

- (1) 事業実績報告書に添付する浄化槽施工工事写真の内容は表-3のとおりとする。
- (2) PC版の使用その他特殊工事を行った場合は、構造計算書、仕様書等必要と認められる書類を添付すること。

第5章 その他

本基準に定めがない事項についての疑義は、その都度市浄化槽担当課に問い合わせ、協議すること。

〔表-1 基礎等の厚さ〕

種別		基礎等の厚さ（ミリメートル）
地業 ※1	砕石 ※2	100以上
	割栗石 ※3	100以上
捨てコンクリート		50以上
基礎コンクリート	コンクリート厚	150（100）以上
	配筋	D10@200（シングル）
上部スラブコンクリート	コンクリート厚	100以上
	配筋	D10@200（シングル）

※1 地業は、地盤の状況により砕石及び割栗石などを用いること。

※2 砕石は、切込砕石又はクラッシュランとすること。

※3 割栗石の場合は、目潰し材を充填し十分転圧すること。

注) 基礎等の厚さは浄化槽メーカーの施工要領書に準ずること。

〔表-2 支柱工事の仕様〕

種別		仕様（ミリメートル）	
基礎	栗石又は切り込み砕石	100以上	
	捨てコンクリート	50以上	
	鉄筋コンクリート	厚さ	150以上
配筋		D10@200（シングル）	
上部コンクリート	鉄筋コンクリート	厚さ	150以上
		配筋	D10@200（シングル）
		開口補強筋	4-D13（シングル）
支柱	鉄筋コンクリート	直径	φ200以上の円筒型枠
		主筋	4-D13
		フープ筋	D10@100
		鉄筋の継手長さ	40D以上
マンホール枠及び蓋		積載荷重に応じた枠・蓋	

※ 各仕様は、当該浄化槽の施工要領書で確認すること。

〔表－3 浄化槽施工工事写真一式〕

写真を撮影する場合には、浄化槽工事に関する省令（昭和60年5月27日建設省第6号）第9条に基づく標識を掲げること。（縦25cm以上×横35cm以上）

① 工前写真

浄化槽設備士が正面を向き、浄化槽法第30条に規定する標識を掲げている写真

- ・浄化槽設置場所を周辺状況も含めて撮影する。
- ・浄化槽の設置場所を特定できるよう撮影する。

② 掘削状況

山留めが必要な場合の山留め工事状況の写真

③ 基礎工事

栗石・砕石（おおむね45ミリメートル内外）地業の仕上がりが分かる状況の写真

- ・スケールをあてて深さが分かる状況で撮影する。（厚さ100ミリメートル以上）

④ 捨てコンクリート

捨てコンクリートの厚さが分かる写真

- ・スケールをあてて厚さ（50ミリメートル以上）が分かる状況で撮影する。

⑤ 基礎底板（配筋）

配筋の状態が分かる写真

- ・スケールをあてて、配筋のピッチが分かる状況で撮影する。

⑥ 基礎底板（コンクリート）

基礎コンクリートの厚さが分かる写真

- ・スケールをあてて厚さ（150ミリメートル以上）が分かる状況で撮影する。
- ・P C板使用の場合は水平に据え付けられている写真を撮影する。

⑦ 浄化槽本体搬入

設置場所に据え付ける前に浄化槽本体全体を写した写真

⑧ 据付工事

浄化槽の据え付け時、水平確認・水張り・埋め戻しを行っている各写真

- ・水平確認は水準器を用いて行っている様子を撮影する。
- ・水張りを行っている写真は水を浄化槽に注いでいるホース及び水が写るように撮影する。
- ・埋め戻しの高さを示すスケールとともに撮影する。
- ・埋め戻しは突き固め及び水締めを行っているのが分かるよう、突き固め用の器具、埋め戻しに用いている土砂及びホースが写るように撮影する。

⑨ 上部スラブ工事（配筋）

上部スラブの配筋状況の写真

⑩ 上部スラブ工事（コンクリート）

上部スラブのコンクリートが打設されている写真

- ・スケールをあてて厚さ（100ミリメートル以上）が分かる状況で撮影する。

⑪ かさ上げ状況

バルブ上端からマンホールまでの距離が分かる写真

- ・スケールをあてて距離（30センチメートル以内）が分かる状況で撮影する。
- ・ピット構造を採用の場合はピットの工事写真を撮影する。

⑫ ブロワ設置状況

コンセントがささり、稼動している状況の写真

- ・地面より高い場所に設置されているのが分かるよう撮影する。

⑬ その他特殊工事

ポンプ槽等の特殊工事を行った場合、その写真

⑭ 浄化槽工事竣工状況

浄化槽工事が完了した状態で浄化槽全体が写った写真

○単独浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費を補助申請する場合

⑮ 着工前

単独浄化槽又はくみ取り便槽とその設置場所の周辺を含めた写真

⑯ 撤去状況

撤去工事の状況が確認できる写真

⑰ 撤去後の状況

単独浄化槽又はくみ取り便槽を撤去し、工事が完成している状況のもの。(⑮と対比できるもの)

〔表-4 ます設置例〕

